

# 空き店舗等を活用して新規出店する方を応援！

町内の中山間地域にある空き店舗等の活用により、新規事業に取り組む事業者に対し、地域経済の活性化及び地域振興に寄与することを目的として、店舗改装費等の一部を補助します。

## 申請期間

令和6年5月1日（水）～令和6年12月27日（金）



## 補助対象者・対象業種

町内の中山間地域（商店街等の地域は除く）の空き店舗等を活用して、小売業、飲食業又はサービス業（注）を新規出店する個人・団体等で次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- （1）町内に住所を有するもの又は開業前までに住所を有し且つ居住することが確実なもの
  - （2）出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの
  - （3）空き店舗等を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にないもの又は出資額50%を超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの
  - （4）国税、都道府県民税及び市町村民税並びに高知県に係る税外未収金債務を滞納していないもの
  - （5）許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの
  - （6）出店計画について、県及び津野町商工会が実施する経営指導を受け入れるもの
  - （7）出店計画の策定及び出店後において、津野町商工会の支援を受けるもの
  - （8）出店後、3年以上継続して事業を営むことが確実なもの
- （注）昼間営業（12時～13時を含む、10時～16時のうち3時間以上営業）をするものに限る。

## 補助内容

- （1）補助対象経費：店舗改装費、事業に必要な設備・備品購入費、家賃（最大6ヶ月）
- （2）補助率：補助対象経費の2分の1以内（県：4分の1・町：4分の1）
- （3）補助額：上限額240万円

## 申請手続き

申請書は津野町役場本庁舎産業課又は津野町商工会で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。また、申請を希望される方は事前にご相談ください。

※本補助金は、町を経由して県へ申請する必要があることから交付決定まで数ヶ月を有しますので、ご了承ください。

### 申請受付・問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1  
津野町役場本庁舎 産業課(担当:石元)  
TEL 0889-55-2021 FAX 0889-55-2022